

事業報告書
(自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 くすのき会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県大村市大川田町363番地1

(3) 設立認可年月日 平成26年10月15日

(4) 設立登記年月日 平成26年11月 6日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の 医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人くすのき会 ふじもとこども クリニック	4210522126	長崎県大村市大川田町 363番地1	一般病床 0床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）無

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）無

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項

令和6年 9月21日 令和5年度決算の承認の件

法人名 医療法人 くすのき会
所在地 長崎県大村市大川田町363番地1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和7年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	55,299	I 流 動 負 債	5,113
II 固 定 資 産	82,668	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	5,422	負 債 合 計	5,113
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	77,246	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	
		II 利 益 剰 余 金	132,854
		1 代 替 基 金	8,000
		2 その他利益積立金	124,854
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		IV 基 金	
		純 資 産 合 計	132,854
資 産 合 計	137,967	負債・純資産合計	137,967

法人名 医療法人 くすのき会
所在地 長崎県大村市大川田町3 6 3 番地 1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	74,925
2 事業費用	72,342
本来業務事業利益	2,583
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	2,583
II 事業外収益	894
III 事業外費用	1,597
経常利益	1,880
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	1,880
法人税等	2,121
当期純損失	241

法人名 医療法人 くすのき会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市大川田町 3 6 3 番地 1

財 産 目 録

(令和7年7月31日現在)

1. 資 産 額	137,967 千円
2. 負 債 額	5,113 千円
3. 純 資 産 額	132,854 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	55,299
B 固 定 資 産	82,668
C 資 産 合 計 (A + B)	137,967
D 負 債 合 計	5,113
E 純 資 産 (C - D)	132,854

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 くすのき会

理事長 藤本 美佐子 殿

私は、医療法人 くすのき会 の令和6年会計年度（令和6年8月1日から令和7年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和7年9月 / 8 日

医療法人 くすのき会

監 事 古 賀 和 子

